

第3編 学校の危機管理

第1部 自然災害（震災編）

第3章 事後対応（教育活動の再開に向けて）

- 第1 安否情報、被害状況の収集と把握
- 第2 学校教育施設の再建
- 第3 授業再開の準備
- 第4 応急教育計画の作成
- 第5 心のケアの充実
- 第6 転出入に伴う学籍変更等
- 第7 入学（就学）相談に関する対応
- 第8 授業料の免除等

第1部 自然災害（震災編）

第3章 事後対応（教育活動の再開に向けて）

教職員は、校長の指揮監督の下、教育活動を早期に再開するため、児童・生徒等の被災状況、避難先の把握、教室の確保、通学路の安全確認等をするとともに、児童・生徒等の心のケアに十分配慮する。

第1 安否情報、被害状況の収集と把握

1 教職員による児童・生徒等の安否確認等

緊急連絡用（引渡し）カード等の連絡先に家庭訪問又は電話で、児童・生徒等、保護者の安否状況を把握する。

また、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害伝言ダイヤル、SNS、保護者コミュニケーションシステム、統合型学習支援サービスなど多様な手段を適時活用して、保護者に学校の状況を伝えるとともに、保護者から学校への安否情報提供を依頼する。

さらに、本人や友人、近隣者等の安否を記入できるノートを学校に備え、記入させる方法や区市町村掲示板に学校と連絡をとるよう掲示するなどして、安否情報の収集に努める。

校長は、児童・生徒等の被災状況を把握し、所管の学校経営支援センターに報告する。

大規模な地震が起った後は、しばらく通信機器の被災や回線の混雑により、学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることが考えられる。電話回線に比べて、インターネットは比較的災害に強いと言われており、電子メールやホームページなど電話以外の通信手段、情報発信手段を準備することで、災害時の情報収集・発信能力を高めることができる。

なお、児童・生徒等の安否確認については、東京都総務局総合防災部が作成している「災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック」を参考にする。

2 全国避難者情報システムからの情報収集

東日本大震災等では、多くの住民が全国各地に避難した。元住居地の市町村や県では、避難された方の所在地等の情報把握が課題となっていたことから、総務省では「全国避難者情報システム」を構築し、避難先の市町村へ避難情報を任意に情報提供してもらい、その情報を避難元市町村へ提供することにより、見舞金等の各種給付の連絡、税や保険料の減免・猶予・期限延長の通知などに活用することができた。

学校は、震災時の対策として、あらかじめ災害時の「全国避難者情報システム」を周知しておく。

3 教科書、文房具等の被害状況の把握

児童・生徒等の安否確認と同時に教科書、文房具等の紛失・焼失状況を把握し、所管の学校経営支援センターに報告する。

第2 学校教育施設の再建

校舎の補修や改修を要する箇所を点検し、学校経営支援センターに対して、被害の程度が大きいようであれば危険度判定を要請し、部分的な補修で済むようであれば修繕を都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）に要請する。

第3 授業再開の準備

1 学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示して、学校教育の再開に向け下記の被害状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じる。

児童・生徒等・教職員の被害	発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）以下の情報を取りまとめる。 ＊児童・生徒等及びその家族の安否、住居等の被害状況 ＊教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況
校舎等の施設、設備の被害	校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。 ＊学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 ※後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記 ＊危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置 ＊学校給食施設・備品の点検と必要な措置 ＊ライフライン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認（使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施） ＊危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施 ＊区市町村教育委員会に対し、以下を要請 ・専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」）、被害箇所の応急処置・復旧 ・ライフライン事業者による点検・復旧 ： ：
通学路・通学手段の被害	通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常の通学手段による通学の可否について検討する。 ＊学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所 ＊スクールバスの運行可能性（区市町村教育委員会を通じ、委託事業者に確認）※特別支援学校は区市町村教育委員会を通さず、直接委託事業者に確認 ： ：

2 被災児童・生徒等への支援

①教科書・学用品等の確保

校長は、児童・生徒等の学習に支障が生じないよう、以下のとおり教科書・学用品等の確保に努める。

○児童・生徒等の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品等の損失状況に関する情報を取りまとめ、速やかに区市町村教育委員会へ報告する。

（災害救助法が適用された場合は、学用品の給与が実施されるため）

○当面、必要な教材・学用品等については、学校に備える教材等の有効利用により対応する。

○教科書等がない児童・生徒等への配慮のため、必要に応じ、ワークシート等を活用する。

②就学の機会確保

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により被災し就学援助が必要な児童・生徒等の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、区市町村教育委員会に報告する。

③避難・移動した児童・生徒等、転出する児童・生徒等への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した児童・生徒等及び転出する児童・生徒等について、以下のとおり対応する。

○避難・移動した児童・生徒等について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状（在籍校への復帰時期等）を把握する。

○転出した児童・生徒等については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について十分に配慮する。

3 児童・生徒等の通学路の安全確認等

授業再開に当たっては、児童・生徒等が安全に通学できる通学路の安全確認を行う。安全確認は、通学区域地区担当の教職員が行う。スクールバスの運行経路を変更する必要があるときは、関係する特別支援学校長はスクールバス契約で指定された運送管理者の職務として、緊急的な運行経路（以下「緊急ルート」という。）を設定する。

契約相手方である会社側の添乗員は、契約上の責務として不測の事態が発生したときは臨機に適切な措置を講じなければならず、そのために携帯電話等を携行し緊急連絡時には運送管理者の指示に従い、迅速かつ適切に対応するものとされている。このことから関係する特別支援学校長は、直接に添乗員と連絡を取って緊急ルートを決定し、保護者に周知する。

契約者である学校経営支援センターに対しては契約変更手続等の関係上、緊急ルートを決定する際に速やかにその内容を連絡する必要があるが、事前にそのいとまがないなどの状況がある場合は、事後に連絡するものとする。

4 授業再開時期の決定

都立学校では、学校経営支援センターと協議の上、授業再開時期の目途を定める。場合によっては、都立学校教育部高等学校教育課（指導部高等学校教育指導課、指導部義務教育指導課と連携する。）、特別支援教育課（指導部特別支援教育指導課と連携する。）にも相談する。これに基づき、校長は、学校の実情に応じて再開時期を決定する。協議の際には、学校施設の応急復旧の状況、被災校舎の立入禁止等の安全対策、通学路の安全確保対策、上水道の復旧状況、使用可能な教室数、登校可能な児童・生徒等数、避難住民の意識等を考慮する。

5 授業再開の保護者への周知

授業再開に当たって、学校は保護者に対し、授業再開の時期について、電話連絡網、掲示、案内などを通じて周知する。

第4 応急教育計画の作成

校長は、第3の「1 学校教育の再開に向けた被害状況調査」の調査結果を基に、区市町村教育委員会と協議・連携して、以下の①～④を検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、学校経営支援センター、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童・生徒等の心身の状態に配慮するとともに、速やかに保護者及び児童・生徒等へ周知する。

応急教育計画に基づく教育活動の再開に際しては、平常時と同様の教育活動が行えない場合が想定されるので、健康・安全教育、生活指導に重点をおきながら弾力的な教育活動を行えるよう配慮する。

また、児童・生徒等の心のケア対策にも十分留意する。

応急教育計画作成に当たっての主な留意点

- ・ 平常時と同様の教育活動が行えない場合も、可能な範囲の教育活動の維持、推進を図ることを目的とする。
- ・ 登校する児童・生徒等の人数に応じた応急教育計画とする。
- ・ 地域の実情を踏まえ、当該学年や発達の段階に応じた応急教育計画とする。

①教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設（隣接校、その他の公共施設等）の借用、仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。

※事故等の場合、発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討。

なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。

また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する。

②教育課程等の再編成

被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を取る。

- 授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、2部授業、複式授業など）
- 臨時学級編制
- 臨時時間割の作成
- 教職員の再配置・確保
- 学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫（校庭や学校外施設の利用など）
- 給食への対応（調理不要物資を用いた簡易給食、弁当持参など）

③避難所運営との調整

学校施設が避難所として使用されている場合、学校教育の再開に向けて、避難所運営組織と協議を行い、以下の点について確認・依頼する。

【避難所運営組織との協議事項】

- *立入禁止区域（危険箇所のほか、学校教育に用いる区域）の確認
- *動線設定（児童・生徒等学校関係者と避難者の動線をできるだけ区分）
- *生活ルール（活動時間帯、施設・設備の利用方法、その他）
- ：
- ：

④教育活動再開時期の決定・連絡

下記の状況を考慮しつつ、区市町村教育委員会と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。

【教育活動再開における考慮事項】

- *学校施設の応急復旧状況
- *危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況
- *ライフゲイン（上下水道・トイレ、電力、通信回線等）復旧状況
- *通学路の安全確保状況
- *利用できる教室数など、教育の場の確保状況
- *登校可能な生徒数、勤務可能な教職員数
- *避難所としての本校の利用状況 など

授業再開時期を決定した後は、多様な手段を用いて、保護者・児童・生徒等への連絡を行う。

第5 心のケアの充実

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の例を見ても、発災後に地震への恐怖、家族等の死傷に伴う悲しみ、今後の生活等に対する不安など、大人も子供も心が疲弊している状態にある。児童・生徒等の心の状態に配慮し、丁寧に心のケアを行うよう努めるとともに、児童・生徒等の対応を行う教職員についても配慮が必要である。

学校は教育委員会や医療機関、相談機関などの関係機関等と連携し、スクールカウンセラー、精神科医、臨床心理士などの専門家による震災後の心のケア対策の充実に努める。

事件・事故災害時におけるストレス症状のある児童生徒等への対応は、基本的には平常時と同じである。すなわち、健康観察等により速やかに児童・生徒等の異変に気づき、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、学級担任等や養護教諭をはじめ、校内組織（教育相談部等）と連携して組織的に支援に当たることが大切である。いつでも適切な対応が迅速に行えるよう、平常時から児童生徒等の心のケアの体制づくりをしておく必要がある。それぞれの分担等については以下のとおり。

1 震災から学校再開まで（安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立）

(1) 管理職

- ア 子供の安否確認、被災状況、心身の健康状態の把握の指示（家庭訪問・避難所訪問）
- イ 臨時の学校環境衛生検査の実施についての検討
- ウ 教職員間での情報の共有
- エ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり
- オ 子供の心のケアに向けての組織体制・役割分担の確認
- カ 心のケアの対応方針の決定と共通理解・全体計画の作成
- キ 地域の関係機関等との協力体制の確立
- ク 保護者との連携・健康観察の強化依頼等
- ケ 緊急支援チーム（CRT等）の受け入れ
- ☆ 報道関係機関への対応
- ☆ 障害や慢性疾患のある子供への対応

(2) 養護教諭

- ア 安否の確認と心身の健康状態の把握
 - ・家庭訪問、避難所訪問
 - ・健康観察の強化
 - ・教職員間での情報の共有
 - ・担任等との連携等
- イ 保健室の状況確認と整備
- ウ 管理職との連携
- エ 学校医、学校薬剤師との連携
- オ 心のケアに関する啓発資料の準備
- ☆ 障害や慢性疾患のある子供への対応

(3) 学級担任等

- ア 安否の確認と心身の健康状態の把握
- イ 家庭訪問、避難所訪問
 - ・子供の家庭の被災状況の把握
- ウ 学校再開へ向けての準備
 - ・学校内の被害状況、衛生状況の調査
 - ・安全の確保
- エ 養護教諭との連携
- ☆ 障害や慢性疾患のある子供への対応

(4) 学校医とカウンセラー

- ア 災害の概要把握と学校内の対応状況確認

- イ 子供のメンタルヘルスをめぐる緊急事態への見立てを行う
- ウ 教職員へのコンサルテーションを行う
- エ 子供や保護者の個別面談準備
- オ 養護教諭と協力して、心のケアの資料を準備
- カ 関係機関との連携に関するつなぎ役になる

2 学校再開から 1 週間（心身の健康状態の把握と支援活動）

(1) 管理職

- ア 子供の心身の健康状態の把握と支援活動の指示
 - ・健康観察の強化
 - ・質問紙調査等
 - ・家庭での様子調査
 - ・相談希望調査等
 - ・臨時の健康診断の検討
 - ・個別面談
 - ・教職員間での情報共有
 - ・医療機関等との連携等
- イ 保護者への啓発活動の実施の指示
 - ・健康観察の強化
 - ・啓発資料の配布等
- ウ 朝礼等で心のケアに関する講話の実施
- エ 安全・安心の確保への対応
 - ・被害の拡大、二次的被害の防止
- オ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり
- ☆ 障害や慢性疾患のある子供への対応

(2) 養護教諭

- ア 心身の健康状態の把握
 - ・健康観察の強化
 - ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査等
 - ・教職員間での情報の共有
- イ 保健だより等の啓発資料の配布
- ウ 管理職との連携
- エ 心のケアに関する保健指導の実施
- オ 健康相談の実施
- カ 学校医、スクールカウンセラー、専門機関等との連携
- キ 感染症の予防対策
- ☆ 障害や慢性疾患のある子供への対応

(3) 学級担任等

- ア 心身の健康状態の把握
 - ・健康観察の強化
 - ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査等
- イ 教職員間での情報の共有
- ウ 保護者との連携
 - ・啓発資料の配布
 - ・家庭での健康観察の強化依頼
 - ・個別指導
- エ 養護教諭との連携
- ☆ 障害や慢性疾患のある子供への対応

(4) 学校医とカウンセラー

- <子供や保護者に対して>
- キ ①子供や保護者の個別面談

②必要に応じた地域の専門機関への紹介

<教職員に対して>

- ク ①子供対応への助言とストレス対応研修
- ②校内の関係委員会に参加し、共通理解を図る
- ③教職員間での情報の共有
- ④個別支援

3 心身の健康状態の把握

校長は、事故・災害等が発生した後、被災した児童及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある児童（以下、「当該児童等」とする。）について、各教職員に以下の対応を指示して、その心身の健康状態を把握する。

○学級担任：「危機発生時の健康観察様式」を用い、当該児童等の健康状態を把握する。また必要に応じ、保護者と連絡をとって児童の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。

○保護者等からの情報収集：学級担任から保護者に「身体状況等調査票」を配布し、記入の上、学級担任まで提出を求める。学級担任は、内容を確認の上、「危機発生時の健康観察様式」とともに、養護教諭に提示する。

○養護教諭：学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる児童の状況等を基に、全体的な傾向及び個別児童の状況を把握・整理し、管理職に報告する。

○その他の教職員：当該児童等について注意深く観察し、気付き事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

4 トラウマ反応への対応

トラウマを経験した児童には、下表のように情緒・行動・身体・認知面等に様々な反応が現れる。

情緒	●恐怖・怒り・抑うつ ●感情の麻ひ	●分離不安・退行（赤ちゃん返り） ●睡眠障害 等	●フラッシュバック
行動	●落ち着きがない ●非行・薬物乱用 等	●イライラ ●集中力の低下	●衝動的（暴力・自傷）
身体	●吐き気・おう吐 等	●頭痛・腹痛などの身体の痛み	●かゆみなどの皮膚症状
認知	●安全感や信頼感の喪失 ●様々な対人トラブル 等	●罪悪感 ●自尊感情の低下	

危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある児童にトラウマ反応が現れた場合は、下記の点に留意して対応する。

■穏やかに子供のそばに寄り添う。

■「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだよ」などと伝える。

→【不安に対して】子供の話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安には子供が理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、子供の気持ちを根掘り葉掘りきいたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。

→【体の反応に対して】体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状（気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、おなかが痛い、息苦しいなど）を訴える場合もある。体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクセーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。

→【叱らないこと】不安状態であるときに、子供はふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまったりする。それに対して叱られると、不安が増してしまう。このような状態の時は、子供が失敗しても「けがはなかった？」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

出典：文部科学省「学校における子供の心のケアーサインを見逃さないためにー」（平成26年3月）

5 心のケア体制の構築

校長は、上記3に基づき必要と認める場合には、以下のとおり「心のケア委員会」を立ち上げ、当該児童等に対する心のケア体制を確立する。

[心のケア委員会]

構成員	*校長 *副校長 *教務主任 *生徒指導主任 *保健主事 *養護教諭 *当該児童等の学級担任 【必要に応じ、以下の参加も要請する】 *スクールカウンセラー *スクールソーシャルワーカー *学校医
協議・検討事項	*当該児童等の健康状態に関する情報の把握・共有 *対応方針（全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否、など） *ケア・指導の方法（個別ケア、集団指導等） *保護者等からの相談窓口設置の要否 *教職員間の役割分担（ケア・指導の主担当者等） *専門機関等の支援者の役割分担・支援内容 *教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否

6 関係機関等との連携

校長は、当該児童等の心のケアを実施するに当たり、必要に応じて、地域の専門機関等（関係機関・団体など、心のケアに関する医療機関）との連携を図るものとする。

なお、医療機関など地域の専門機関等を紹介する際には、当該児童等及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得るものとする。

7 教職員の心のケア

(1) 管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため、例えば以下の対応を検討する。

- 被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- 学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。
- 報道対応の窓口を一本化する。
- 不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- 事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。
- 教職員の心の健康に関する研修会を実施する。
- 状況により、心の健康に関するチェックを行う。
- 休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。

また、一日の活動の終わりに教職員間（必要に応じてスクールカウンセラー等を交える）で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、子供に関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

(2) 教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に児童への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がける。

- 個人のできることには限界があることを認識し、一人で抱え込まない。

- ストレスに伴う心身の不調はだれにでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。
 - リラクセーションや気分転換を取り入れる。
- さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調ができるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

第6 転出入に伴う学籍変更等

避難先が遠距離の場合は、本人及び保護者の意向を十分に聞き取ったうえで必要に応じて転退学の手続をとる（学校に通学可能な範囲の避難所に避難している児童・生徒等については、原則として元の学校に籍を置く）。

なお、学校はこのことについて保護者に事前に十分周知するとともに、転出入に伴う手続について、避難所等に掲示するなどして保護者に周知徹底する。

第7 入学（就学）相談に関する対応

入学（就学）を控えている児童・生徒等の保護者にとって、震災後の混乱した状態の中での入学（就学）は大きな不安となる。学校は、入学（就学）前の相談を円滑に行えるように相談コーナー（相談窓口）を設置し、保護者や児童・生徒等の不安解消に努める。

入学者選抜の日程変更等を検討する場合には、受検者間に不公平が生じないよう統一的に対応するため、公私連絡協議会（教育庁、生活文化スポーツ局私学部、一般財団法人東京私立中学高等学校協会で構成）を開催して検討・協議する。都立高等学校の受検者の被災状況等により、都立高等学校の入学者選抜出願書類の締切りの変更、入学考查料の納入猶予、入学者選抜試験の日程変更、入学者選抜試験会場変更等の措置をとる。

実施した措置については、学校やマスコミを通じて受検者に周知する。

第8 授業料の免除等

東京都地域防災計画では、区市町村は、被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減額・免除について必要な計画を立てることとしている。

教育委員会では、災害救助法が適用された場合、東京都立学校の授業料等徴収条例に基づき都立学校の入学考查料、入学料及び授業料の減額、免除、納付期限の延長の措置を行う。この場合、全ての都立学校及び教育委員会において、被災者に対し減免制度について十分周知するとともに、マスコミへの資料提供等により、これらの制度について広報を行う。

なお、授業料については、国の「高等学校等就学支援金」制度や都の減免制度が適用される者は徴収対象とならないが、これらに該当せず授業料の徴収対象になる場合において、被災により授業料の納付が困難と認められる者について、減額、免除、納付期限の延長の措置を行うものである。

また、教科書等の学用品を必要とする被災した児童・生徒については、高校の教科書の給与は災害援助法の適用対象外であるが、必要とする生徒数が多い場合には国に支援を要請する。